

様式1（視察用）

## 会派行政視察報告書

平成29年度会派「宮城維新の会」の行政視察研修を、平成30年1月23日（火）から24日（水）までの1泊2日にて執り行いましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成30年1月29日

名取市議会議長 郷内良治様

会派名 宮城維新の会

代表 吉田良



記

- 1 期 日 平成30年 1月23日（火）～ 1月24日（水）
- 2 参加人員 1名 〈氏名〉 吉田 良
- 3 視 察 先 (1) 埼玉県三芳町  
(2) 栃木県足利市
- 4 行 程 表 別紙のとおり
- 5 調 査 事 項 別紙のとおり
- 6 所 感 別紙のとおり



# 「宮城維新の会」会派視察行程表

平成30年1月23日(火)～24日(水)

<p>1/23 (火)</p>		<p>埼玉県三芳町 視察 13:00～15:00 〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100番地1 TEL 049-258-0019</p> <p>「三芳町コンプライアンス条例について」</p> <p>宿泊先 ホテルわかさ 〒326-0812 栃木県足利市大門通2374-2</p>
<p>1/24 (水)</p>		<p>栃木県足利市 視察 10:00～12:00 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 TEL 0284-20-2222</p> <p>「制服リサイクルバンクについて」</p>

# 宮城維新の会管外行政視察報告書

視察場所 埼玉県三芳町 三芳町役場

視察日時 平成30年1月23日(火) 13:00~15:00

視察項目 三芳町コンプライアンス条例について

対応者	総務課長	横山 通夫 氏
	人権・庶務担当主幹	田中 秀樹 氏
	職員担当主幹	忠平 訓 氏
	政策推進室政策推進担当	江田 直也 氏
	議会事務局局長	齊藤 隆男 氏

報告者 吉田 良

## 1 三芳町の概要

三芳町は埼玉県南西部に位置し、首都圏から約30kmの距離にある。東は志木市・富士見市、南東は新座市、南西は所沢市、北はふじみ野市・川越市に隣接し、東西に6.9km、南北に約4.2km、面積約15.33km<sup>2</sup>の、おおむね平坦な台地である。

町内に鉄道の駅はないが、東部境近くに東武東上線が走り、志木市の柳瀬川駅、富士見市の鶴瀬駅・みずほ台駅・ふじみ野駅が利用されている。道路は、広域幹線道路としての機能を担う国道254号(川越街道)が町の東部を走るほか、関越自動車道が町の西部を縦貫し、都心部や上信越方面などへの高速道路交通に恵まれる。

サツマイモの一種である「川越いも」の主な産地となっている。

なお、平成29年度は埼玉県内4つの地方交付税不交付団体の1つであった。

## 2 三芳町コンプライアンス条例の概要

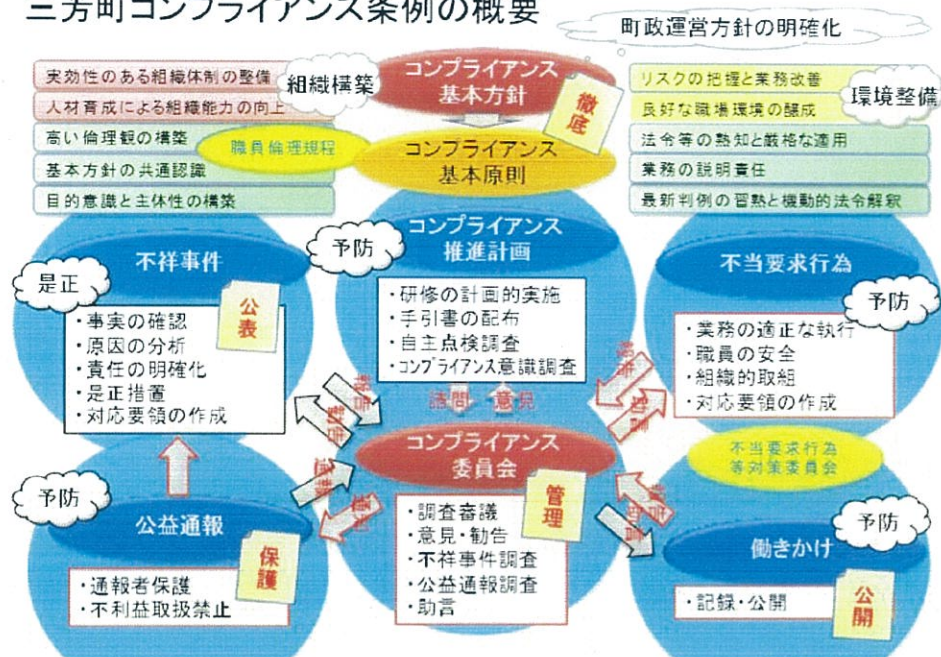
三芳町コンプライアンス条例(以下「条例」)は、職員が高い倫理観を持って創造的かつ主体的に職務を遂行するにあたって、町のコンプライアンス体制に関し必要な事項を定めるとともに、職員の公平かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることにより、町民に信頼される町政を確立することを目的とする。条例は39条で構成される。

### 条例の特徴

- ・フルセット・コンプライアンス
- ・コンプライアンス基本方針
- ・計画的なコンプライアンス推進体制

- ・法令の専門家からなるコンプライアンス委員会
- ・不祥事件
- ・公益通報
- ・不当要求行為及び働きかけへの対応

### 三芳町コンプライアンス条例の概要



### 3 条例制定に至る背景と制定の過程

現在の町長が新人として町長選挙に立候補した際、公正な職務の遂行の確保と住民に信頼される町政の確率を目的として、マニフェストにコンプライアンス条例の制定を掲げたことが発端である。平成23年に町長に就任し、平成24年6月定例会に条例案を提出したが、質疑内容が多岐にわたるため、総務常任委員会に付託され詳細な説明と質疑を行うこととなった。2回の総務常任委員会において、執行側から説明に対し質疑を行ったが、今後さらに検討が必要との結論に達し、閉会後の継続審査となった。

その後、合計13回の委員会が開催され、一部の条文を修正したうえで、原案を可決すべきとの結論に至った。以上の経過を踏まえ、12月定例会の本会議において、委員長が審査の経緯報告及び修正案の提案を行った。その結果、修正案は全会一致で可決された。また、修正部分を除いた原案も全会一致で可決され、条例は成立した。

条例は一部を除き平成25年4月1日に施行された。

#### 4 コンプライアンス推進計画

町長はコンプライアンス体制確立のための施策を計画的に実施するため、毎年度コンプライアンス推進計画（以下「推進計画」）を定める。（条例第11条）

- ・研修の計画的実施

毎年1回、民間会社から講師を招き、全職員に対し研修を行う。

- ・自主点検調査（セルフチェックシート）

毎年度末、現在の自らの業務への意識や進め方を改めて振り返り、今後の業務に生かし改善することを目的に、全職員が自主点検を行う。

- ・コンプライアンス意識調査

条例の職員への浸透度を測り、今後の町のコンプライアンス体制構築のための基礎資料とする。

- ・条例の運用状況

年度内に不祥事件・公益通報・不当要求行為・働きかけそれぞれの通報件数・受理件数・不受理件数を住民に公表する。

#### 5 コンプライアンス委員会

町のコンプライアンス体制の確立、維持、管理及び指導のため、三芳町コンプライアンス委員会（以下「委員会」）が置かれる。委員会は、委員3名をもって組織する。委員は、弁護士、行政書士、その他の法令等に関する有資格者及び法令等の専門家である大学教授のうちから、町長が委嘱する。委員の任期は3年とする。（条例第12～15条）

現在は、委員長を弁護士が、委員を司法書士と行政書士が務めている。

報酬は日額で委員長が2万円、委員が1万8千円である。通常は、庁舎で年1回行われる委員会の費用弁償的な支給としている。後述する公益通報への電話対応や、事務所等における委員会のための準備などに対しては支給されない。

#### 6 公益通報

職員等が収賄や横領などの犯罪行為や個人情報ファイルの紛失など不祥事件にあたる事実を通報すること。公益通報制度により、早期に違法・不当な職務が是正され、公正な職務が確保されるものとする。

通報者の秘密は守られ、公益通報したことにより不利益な取り扱いを受けることはない。（条例第27～31条）

##### 公益通報できる者

- 1 町の職員
- 2 町から事務又は事業を委託した者及びその役員並びに当該受託業務に従事して

いる者

3 指定管理者及びその役員並びにその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

4 派遣社員

5 かつて1～4であった者

#### 公益通報をできる事実

町の業務を遂行するにさいしての職権乱用、収賄、横領をはじめ、条例、条例施行規則で対象とされている事実（人事上の処遇等、職員の私益を図るにとどまる通報は対象とはならない）

#### 公益通報の連絡先

- ・委員会事務局
- ・委員会委員

#### 公益通報の仕方

- ・原則実名で行わなければならない（公益通報の事実が確実であると信じるに足る相当な根拠を示した場合は匿名で通報できる）
  - ・確実かつ客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない
- FAXによる公益通報は、公益通報書により行う

## 7 不当要求行為及び働きかけ

### 不当要求行為

職員に対し、公正な職務の遂行を損なう恐れのある行為を求める要求、又は暴力行為等の社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求を図る行為で、以下に定めるものをいう。

- ア 正当な理由なく職員に面会を要求する行為
- イ 乱暴な言動等により職員に不安を抱かせる行為
- ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭等を要求し、又は権限の行使を要求する行為
- エ 正当な手続によることなく、業務執行上の作為又は不作為を求める行為
- オ その他職員の正常な職務の執行に支障を来す行為

### 働きかけ

次の職務に関し、特定の者に利益又は不利益な取扱いがなされるよう求める行為

- ア 契約
- イ 職員の任命（採用・昇任・降任・転任に関すること）
- ウ 許認可等
- エ 不利益処分（行政手続法・条例の不利益処分に関すること）

- オ 予算の調製及び執行
- カ 賦課徴収
- キ 財産の取得及び処分

不当要求行員や働きかけに関しては、職員個人で抱え込むことなく、組織的に対応していくことを基本とする。

不当要求行為に関しては、不当要求行為等対策委員会を設置し、ケースによっては法律の専門家である委員会に助言を受けながら対応する。働きかけに関しては、速やかに内容を記録し、所属長を通して、町長・任命権者・委員会・不当要求行為等対策委員会に報告し、ケースによっては法律の専門家である委員会に助言を受けながら対応する。(条例第32～36条)

## 8 所感

三芳町では職員による不祥事件が発生したわけではなく、町長のマニフェストを実現するという理由で、本条例が制定・施行された。倫理規定は以前から置かれていたが、条例の施行により、体系的な職員研修、コンプライアンスに対する職員の自己点検、第三者機関である委員会の設置、公益通報と不当要求行為・働きかけへの中立的対応が確保された。平成28年度における運用状況は、不祥事件・公益通報・不当要求行為・働きかけともに1件もなく、条例制定によってどの程度の効果があったのかを測るのは難しいが、職員のコンプライアンス意識が向上していることは確かであろう。

特に注目すべきは、不当要求行為への対応が明確になったことであろう。ある人物による職員への言動が不当要求に当たるかどうか、当事者である職員が最終的に判断するのは至難の業である。しかしコンプライアンス委員会が置かれたことにより、公正中立な調査による判断が可能となった。こうした体制を整備することが、不当要求行為を未然に防ぐ効果につながるものと考えられる。

行政と市民の双方にとって利点が認められるのであれば、本市においてもコンプライアンス条例の制定は検討に値するのではなかろうか。

# 宮城維新の会管外行政視察報告書

視察場所 栃木県足利市 消費生活センター

視察日時 平成30年1月24日(水) 10:00~12:00

視察項目 制服リサイクルバンクについて

対応者	市民生活課消費生活センター所長	加藤 美恵 氏
	足利市くらしの会代表	中島 功枝 氏
	足利市くらしの会前代表	浅沼 和子 氏
	足利市くらしの会	ほか2名
	議会事務局庶務担当副主幹	澁澤 尚也 氏

報告者 吉田 良

## 1 足利市の概要

足利市は関東平野の北端、栃木県南西部に位置し、市の北部には日光連山に連なる山々、南部に関東平野が広がり、中央部を渡良瀬川が流れる。隣接する佐野市・桐生市・太田市・館林市とともに両毛地域の中心部に当たり、県都である宇都宮市よりも群馬県東部地方との経済的・文化的繋がりが深い。特に桐生市・太田市との関係は県境を跨いで密接である。

日本最古の学校と言われる日本遺産の「足利学校」や、室町幕府を開いた足利氏の氏寺である国宝「鑱阿寺」は、広く市民に親しまれている。また、古くから「織物のまち」として知られている。江戸時代には絹織物の主産地として発展し、戦後に至ってはトリコット産業が隆盛を極めた。近年はプラスチック製造、一般機械器具、輸送用機械器具、化学合成樹脂、アルミ金属製品や紙、パルプ、ゴム工業が発展し、電気機械器具、薬品工業等も含めた総合的な商工業都市となっている。

## 2 開設経緯と趣旨

平成7年、消費者団体「足利市くらしの会」が「ゴミに対する消費者行動の実態調査」(市民500人)を行った際、使用可能な制服が多く捨てられていることに疑問を持ったことから始まった。平成8年5月、リサイクルバンクに対するアンケート調査(市民400人)を行い、6月に仙台市消費者協会を視察、11月に東部クリーンセンター内に仮オープンした。平成9年4月、常設に向けての会議を行い、市内で開催されるイベントや市内中・高等学校で広報活動を重ね、7月1日に消費生活センター内に常設オープンした。

資源の有効活用と、物を大切にす精神から、卒業や成長などで着られなくなった市内中学校・高等学校の制服等を「譲る人」から「譲ってほしい人」へ橋渡しすることを趣旨とする。



平成21年度地域づくり総務大臣表彰を受賞。

### 3 運営組織の概要

制服リサイクルバンクの管理・運営を行う「足利市くらしの会」は、昭和47年に設立された消費者団体である。定期総会、クリーン活動、実態調査と消費生活展、消費者交流会、会員研修、会報発行などを行っている。

現在、会員数は約100名。うち70名ほどが制服リサイクルバンクに従事している。



### 4 運営の内容

#### 開設時間

午前10時から午後4時まで（12月～2月は午後3時30分まで）

※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

#### 運営体制

当番制。前半・後半それぞれ2名ずつ常駐する。ボランティアとして従事する。

提供品は全て受け取って選別を行う。クリーニング店を利用するが、洗濯可能なものは会員が自宅で洗濯し、手縫いによる修繕も会員が行う。

毎年7月と12月に棚卸しを行い、年度末に従事者懇談会を開催する。

#### 取扱品目等

市内の公・私立中学校、高等学校の制服、運動着、柔道着、剣道着、ワイシャツ、ブラウス、コート、カバン類を対象とする。

常展数は1,500～1,600点。うち、制服・シャツが8割以上である。

#### 提供と利用

提供者は、無償でバンクに搬入する。

利用者は、市内の学校に通学する生徒及び市内在住で近隣の学校に通学する生徒に限る。

返品・交換は原則不可、予約での取り置きも不可とする。

※目的外利用を防ぐため、名前等の申告が必要。



## 5 提供・利用実状況

種類	提供	利用
制服類（詰襟、ズボン、セーラー服など）	19,244	16,271
体育着（剣道・柔道着など）	3,170	2,285
その他	1,791	1,058
合計	24,205	19,614

※平成9年開設時～平成29年3月末の累計

## 6 所感

視察に対応してくださった「足利市くらしの会」会員の皆様の、生き生きとした明るい態度が印象的であった。「制服リサイクルバンクは物を大切にする精神で運営しているのであり、貧困問題として捉えてほしくない。バンクを利用する家庭が貧しいような印象を持たれば、利用を躊躇する人が出てしまう」という意味の説明からは、事業に対する誇りが伝わってきた。

昨年末、公正取引委員会が制服の価格をより安価にするよう改善を促した。調査では、販売店がふえると価格が下がる傾向があることが明らかになったという。制服リサイクルバンクへの提供や利用が増加すれば、販売店も価格を引き下げざるを得なくなる。そして、成長期の子どもを持つ親にとっては選択肢がふえることにつながる。

何度も再利用されるうちに、傷みが激しくなって利用が限界になってなお、裁縫が得意な会員によりベルトなどに作り変えられることもあるという。そこまでして再利用を進める制

服リサイクルの取り組みは、地域の衣料品店にとって一つの危機かも知れない。しかし、まだ使えるものをすぐに捨てたりせず、できるだけ大切に使おうという精神が根底にあってこそ、大量生産・大量消費という現代の主流な産業モデルは見直され、健全な産業のあり方に転換できるものと考ええる。

少子高齢化がますます深刻化するこれからの時代、行政は目先ばかりの地域活性化にとらわれるのではなく、真に豊かな暮らしとは何かを今一度問い直し、持続可能な社会づくりに真剣に取り組むべきである。